

経済産業委員会

経済産業調査室

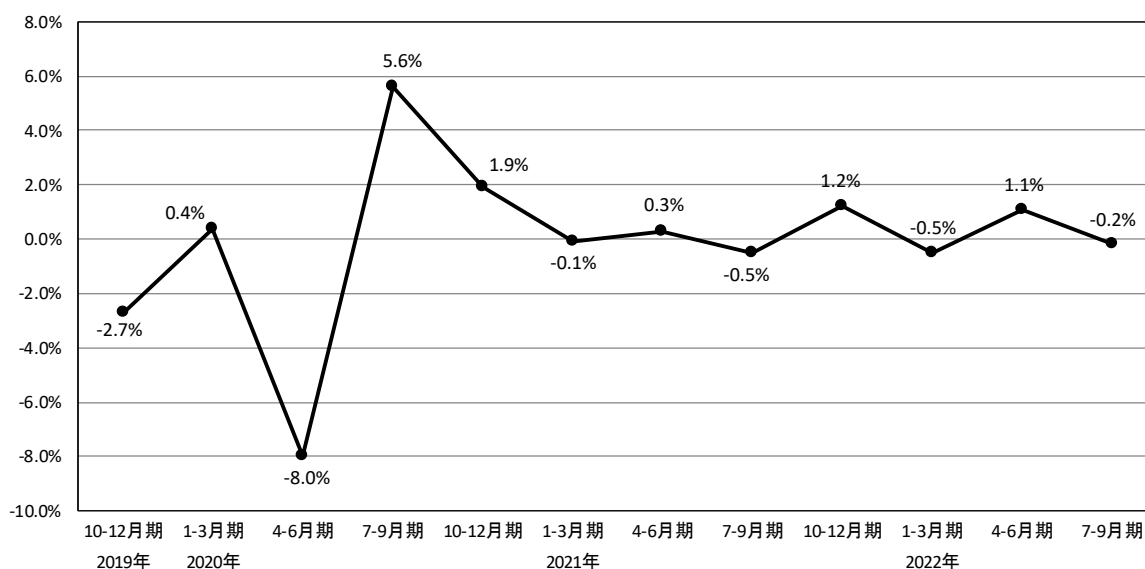
I 所管事項の動向

1 我が国経済の動向等

(1) 景気動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症のため初めて緊急事態宣言が発出された2020年4-6月期に前期比8.0%減と大幅マイナスになった後、一旦は回復したが、2021年1-3月期以降、新型コロナウイルス感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いている。

<実質GDP成長率（前期比、季節調整済み）>



(出所) 内閣府「国民経済計算（GDP統計）」より当室作成

(2) 「新しい資本主義」

岸田内閣においては、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現することとされ、2022年6月、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(以下「新しい資本主義実行計画」という。)が閣議決定された。同計画では、新たな官民連携によって資本主義をバージョンアップさせ、分配の目詰まりを解消して更なる成長を実現する観点から、「人への投資と分配」をはじめとする4本柱¹に対して計画的な重点投資を行うこととされた。

¹ ①人への投資と分配、②科学技術・イノベーションへの重点的投資、③スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進、④GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資の4本柱。

2 中小企業政策

(1) 中小企業の動向等

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2016年6月時点で約358万者（企業数全体の99.7%）であるが、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、企業数は長期にわたって減少傾向にある。

中小企業の業況の動きを示す業況判断D I（前期比季節調整値）²は、2020年4－6月期には新型コロナウイルス感染症拡大の影響が顕著に現れた結果、△62.7（前期差40.1ポイント減）と急激に悪化して1980年の調査開始以来最低となった。直近の2022年10－12月期は、△22.9（前期差3.4ポイント減）となっており、2期連続して低下している。

企業の倒産件数は、2022年は6,428件と低水準となった³。しかし、月次の倒産件数は、2022年4月以降、9か月連続で前年同月を上回っている⁴。休廃業・解散件数は、2021年は4万4,377件と2000年の調査開始以降3番目の高水準となった⁵。実質無利子・無担保融資（後述）の返済が迫り、過剰債務で再建を断念する倒産の増加も指摘されている⁶。

また、2022年12月の国内企業物価指数⁷は、119.5（前年同月比10.2%上昇、速報値）と高水準にあり、コスト上昇圧力が一段と強まっている。

(2) 新型コロナ関係支援策

2020年以降、新型コロナにより影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支えるための様々な給付金（持続化給付金等）が支給された。また、経済社会の変化に対応するための新分野展開や業態転換等を支援する事業再構築補助金の支給も行われている。

資金繰り支援策としては、セーフティネット保証及び危機関連保証に加え、政府系金融機関による特別貸付や特別利子補給制度（実質無利子・無担保融資。以下「ゼロゼロ融資」という。）等が実施された。ゼロゼロ融資が2022年9月末申込分をもって終了し、新型コロナ関係支援策は、ポストコロナに向けた段階的移行がなされつつある。一方、新型コロナの影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え新たな資金需要にも対応する信用保証制度（コロナ借換え保証）が本年1月から開始された⁸。

² 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約19,000社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

³ 東京商工リサーチ「2022年（令和4年）の全国企業倒産6,428件」（2023年1月13日）
<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2022_2nd.html>（2023.1.13閲覧）

⁴ 東京商工リサーチ「2022年12月の全国企業倒産606件」（2023年1月13日）
<<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202212.html>>（2023.1.13閲覧）

⁵ 東京商工リサーチ「休廃業・解散企業は前年から1割減の4.4万件、廃業前決算「黒字」が大幅減」（2022年1月18日）<https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220118_01.html>（2023.1.13閲覧）

⁶ 「迫る返済 息切れ倒産増も」『日本経済新聞』（2022.12.14）

⁷ 企業間で取引される財を対象に、品質を固定した商品（財）の価格を継続的に調査し、現時点の価格を基準時点（2020年）の価格を100として指数化したもので、日本銀行が毎月公表している。

⁸ 100%保証の融資は、100%保証での借換えが可能とされている。

(3) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化及び後継者不足が深刻化し、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継⁹を行う際の支援が強化され、中小M&Aガイドラインの策定、M&A支援機関登録制度、経営資源集約化税制等の取組が行われている。

(4) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、社会課題の解決にも貢献する重要な存在である。しかし、我が国においては、欧米主要国に比べ、開業率（2020年度：5.1%¹⁰）が低く、ユニコーン企業数（時価総額1,000億円超の未上場企業数）も少ないとされている。スタートアップを支援するため、情報提供や起業家教育支援、「産業競争力強化法¹¹」に基づく創業関連保証や産業革新投資機構（JIC）による資金調達支援、政府系16機関によるスタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称「Plus」）の運用等、様々な取組が行われている。

2022年11月には、新しい資本主義実現会議において「スタートアップ育成5か年計画」が決定され、2027年度にスタートアップへの投資額を現在の10倍を超える規模（10兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等が掲げられた。

(5) 経営者保証改革

中小企業が金融機関から融資を受ける際に経営者個人が会社の連帯保証人となる経営者保証は、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっている。そのため、「経営者保証に関するガイドライン¹²」の策定や、事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策の推進等の取組が進められてきた。

「新しい資本主義実行計画」では、創業時に信用保証を受ける場合に経営者による個人保証を不要にする等、個人保証の在り方について見直すこととされた。

また、2022年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）において、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめるとされたことを受け、同年12月、「経営者保証改革プログラム」が策定された。同プログラムでは、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野に重点的に取り組むこととされた。このうち、③信用保証付融資では、経営者保証の機能を代替する手法（保証料

⁹ 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の3類型に分類される。

¹⁰ 中小企業庁「2022年版中小企業白書」30頁。厚生労働省「雇用保険事業年報」を基に中小企業庁が算出。

¹¹ 平成25年法律第98号

¹² 行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、有識者を交えた意見交換の場として設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定された。

の上乗せ負担等)により、経営者保証の解除を事業者が選択できる信用保証制度を創設するとされている。

なお、経営者保証改革に関し、今国会に中小企業信用保険法の改正案を提出する見通しであるとの報道がある¹³。

(6) 下請取引の適正化

中小企業が賃上げをしやすい環境を作り、経済の好循環を実現するためには、立場の弱い下請等中小企業の取引条件の改善が重要である。下請取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法¹⁴」において、親事業者の義務及び禁止行為を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法¹⁵」により、下請事業者の体質強化が図られている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

2021年9月以降、政府は、9月及び3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進している。また、受注側企業に対し、価格交渉の状況についてのフォローアップ調査を実施しており、2022年9月の調査¹⁶においては、価格交渉では依然として1割程度が協議できていない状況などが明らかとなった。

エネルギー・原材料価格の上昇が続く中、2022年10月の総合経済対策においては、中小企業が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁に向けた環境整備を進めることとされ、公正取引委員会等の執行体制の強化や、命令・警告・勧告などこれまで以上に厳正な法執行を行うことに加え、価格交渉促進月間における取組に基づく親事業者への指導・助言の更なる実施と踏み込んだ情報開示等が盛り込まれた。

3 資源・エネルギー政策

(1) GX実現に向けた動き

2015年の気候変動問題に関する国際的枠組み「パリ協定」の採択等、脱炭素に向けた世界的潮流を踏まえ、2020年10月に菅内閣（当時）において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言し、同年12月に「グリーン成長戦略¹⁷」が策定された。

2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギー

¹³ 『「経営者保証」転機に』『日本経済新聞』（2022.12.24）等

¹⁴ 昭和31年法律第120号

¹⁵ 昭和45年法律第145号

¹⁶ 中小企業庁「価格交渉促進月間（2022年9月）フォローアップ調査の結果について」（2022年12月23日）

¹⁷ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略。洋上風力、太陽光等の14の成長分野について数値目標等を盛り込んだ「実行計画」や10年間で2兆円の「グリーンイノベーション基金」の創設等を内容としている。2021年6月に一部改定された。

一の主力電源化の徹底等、野心的な政策対応¹⁸を定め、2030年度の電源構成の見通し（LNG20%程度、石炭19%程度、石油2%程度、再生可能エネルギー36～38%程度、原子力20～22%程度、水素・アンモニア1%程度）¹⁹についても示している。

2022年5月には「クリーンエネルギー戦略」の中間整理が取りまとめられ、脱炭素を経済成長等につなげるための産業のグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた道筋等が示された。同年7月に設置された「GX実行会議²⁰」では、同年12月に、安定的で安価なエネルギー供給や、産業・社会構造の変革等、今後10年のロードマップ「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられ、今国会にGX実現に向けて必要となる関連法案（GX経済移行債の発行及びカーボンプライシング制度の導入等）を提出するとしている。

（2）我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給²¹」は、1960年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970年代の2度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が上昇した。また、再生可能エネルギーも2012年7月の固定価格買取制度（FIT制度²²）の開始によりシェアを伸ばしている。

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率²³は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった2014年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2021年度は13.4%となった。

¹⁸ 具体的には、「再生可能エネルギー」について有望かつ多様で重要な国産エネルギー源と位置付け、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとし、「原子力」について安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、使用済燃料対策等の様々な課題へ対応するとし、「化石エネルギー」について現時点でエネルギー供給の大宗を担う今後とも重要なエネルギー源と位置付け、脱炭素技術を確立しコスト低減を目指しながら活用していくとしている。

¹⁹ なお、2021年度の電源構成（速報値）は、LNG34.4%、石炭31.0%、石油等7.4%、再生可能エネルギー20.3%程度、原子力6.9%程度。

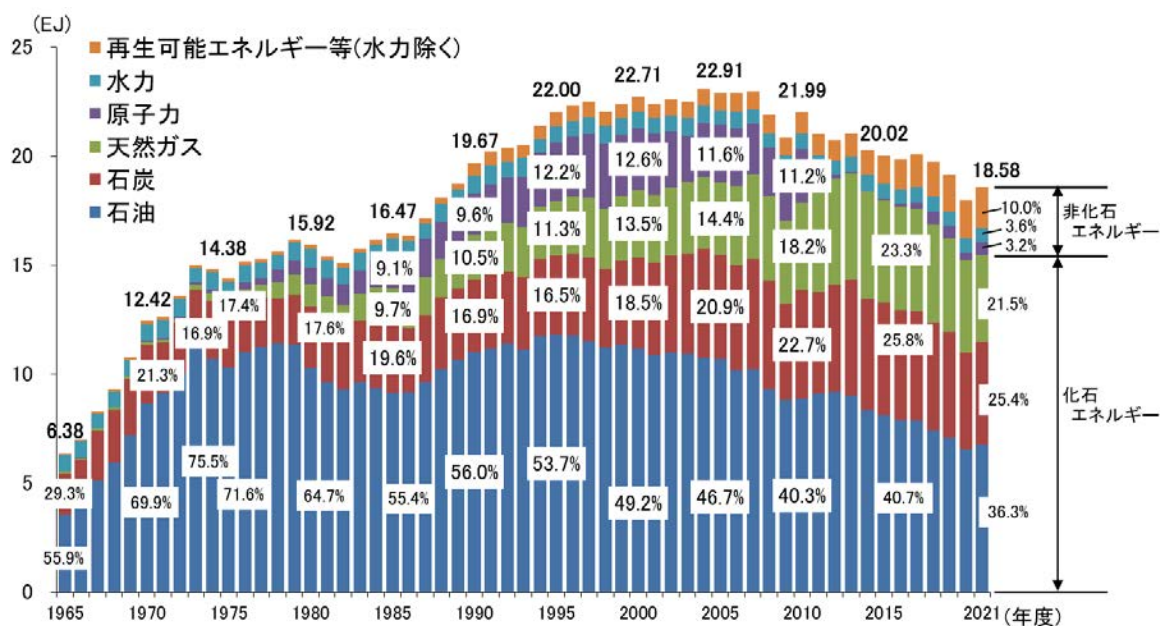
²⁰ 会議の構成は、議長（内閣総理大臣）、副議長（GX実行推進担当大臣、内閣官房長官）、構成員（外務大臣、財務大臣、環境大臣、有識者）

²¹ 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

²² Feed In Tariff:再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

²³ 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書 2022」、2021年度エネルギー需給実績(速報)より当室作成

(3) 各エネルギーの現状

ア 化石燃料(石油、LNG、石炭)

CO₂を多く排出する化石燃料は、世界的な脱炭素化の動きに伴い、我が国の一次エネルギー供給に占める割合は減少傾向にあるものの、依然として85%程度を占めている。

化石燃料のうち、石油については、今なお一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡²⁴における中東情勢の地政学的リスクや新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保や国家・民間での備蓄²⁵等が進められている。

次に、LNGについては、他の化石燃料に比べてCO₂排出量が少ないため、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、安定供給に懸念が生じている。

また、石炭については、他の化石燃料に比べてCO₂排出量が多く、「第6次エネルギー基本計画」においても非効率な石炭火力のフェードアウトを推進するとされている²⁶。一方で、旧来の石炭火力発電よりも大幅にCO₂排出量削減が可能な石炭ガス化複合発電(IGCC)等の技術開発や、二酸化炭素回収貯留(CCS)・有効利用(CCU)等の商用化に向けた事業環境整備を進めるとしている。

²⁴ 原油の92.0%(2020年度)、LNGの16.4%(同)が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由するため、地理的特性による影響を受けやすい(資源エネルギー庁「エネルギー白書 2022」等)。

²⁵ 2022年10月末で、国家備蓄が4,259万kL(137日分)、民間備蓄が2,889万kL(93日分)など計235日分備蓄されている(資源エネルギー庁石油精製備蓄課「石油備蓄の現況」(2022年12月))。

²⁶ 2021年10月31日から英国で開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」で採択された決定文書においては、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減及び非効率な石炭火力燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること等が盛り込まれている。

イ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー²⁷は、2012年7月のFIT制度の導入以降、導入量が拡大している（2021年度の電源構成に占める発電割合は20.3%）ものの、FIT制度に基づく買取費用（国民負担）が年々増大²⁸しているほか、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力が送電を抑制される場合がある等の問題²⁹があり、主力電源化に向けての課題となっている。

これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るFIP制度³⁰が2022年4月より開始されたほか、システムの増強とともに、効率的な系統運用³¹に向けて取組を進めている。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、発電設備の安全性や周辺環境への影響について、住民の懸念が高まっていることから、一定規模以上の再生可能エネルギーの認定に際して、周辺住民への事前周知を義務化すること等の方針が示されている³²。

ウ 原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010年度は発電量の約25%を占めていたが、福島第一原発事故を経た2021年度では約7%となっている。

福島第一原発では、事故から10年以上を経過した現在も、原子炉建屋に流れ込む地下水により汚染水が発生しており、多核種除去設備（ALPS）等で処理³³された上で原発敷地内で保管されてきたが、2021年4月に2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する方針が示された³⁴。現在、海洋放出に伴う風評被害対策等の取組等が進められている³⁵。

また、資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めてきたが、最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分するとされており、最終処分地選定手続

²⁷ 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス

²⁸ FIT（Feed-in Tariff）制度では、再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2022年度では897円となっている（制度開始当初は66円）。また、同年度の買取費用の総額は4.2兆円に達する見込みである（経済産業省HP）。

²⁹ 電力会社の既存の発電設備や送電網は、大量の再生可能エネルギー由来の電気の受入を前提として整備されておらず、電力会社の電源構成、送電線容量、送電線の有無等により、再生可能エネルギー発電設備が送電線に接続できない事例や、電力需給の関係で送電網への送電を抑制される（出力制御）事例が見られる。

³⁰ Feed In Premium: FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

³¹ 系統の容量に空きがなくなったときに発電量の「出力制御」を行うことを前提に、需要や気象状況等の理由から使用されていない容量の範囲で系統接続できる「ノンファーム型接続」の拡大が進められている。

³² 『朝日新聞』（2022.12.6）

³³ 2013年に稼働したALPSでは、トリチウムを除く62種の核種（放射性物質）の除去が可能である。

³⁴ 本年1月13日に開催されたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（以下「関係閣僚等会議」という。）において、放出時期は本年春から夏頃と見込まれるとされた。

³⁵ 2021年12月28日に開催された関係閣僚等会議において、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」が策定され、同行動計画は本年1月に改定され、持続的な漁業の実現に向けた新たな基金を措置すること等が盛り込まれた。

の第一段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月に開始された。

原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会によりいわゆる「新規制基準」（平成25年7月施行）に適合すると認められた場合には再稼働させることとされており、現在までに10基が再稼働している。最近の電力需給の逼迫やエネルギー価格の高騰等を踏まえ、政府は、2022年12月のGX実行会議において、「GX実現に向けた基本方針」³⁶が示され、その中で、原子力発電所の着実な再稼働を進めるとともに、将来にわたって持続的に原子力を活用することや安全性の確保を前提として次世代革新炉の開発・建設に取り組むとされた。

さらに、同基本方針では、原子力発電所の現行の運転期間（40年、延長期間20年）について、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める新たな仕組みを整備することや、原子力発電所の廃炉を効率的に行うため、知見の共有や必要な資金確保に向けた制度の整備を行うとされた。

(4) エネルギー価格高騰問題

ア 原油・LNG価格の高騰

原油価格については、コロナ禍による産業活動の停滞に伴う世界的な原油需要の減退を受けたOPECプラス³⁷での減産合意の影響や、その後の景気回復による原油需要の拡大やロシアによるウクライナ侵略を受け、世界的に高騰した。また、急速な円安の影響もあり、円建ての原油価格は更に上昇した³⁸。LNGの価格についても、ウクライナ侵略や世界各国が脱炭素化のため石炭からLNGへの転換を進めていること等により、世界的に高騰した。

なお、昨年後半以降は、世界的な景気後退の懸念等から原油・LNG価格は下落し、11月以降は急速な円高も加わり、価格は落ち着きを見せている。

イ 燃料油価格激変緩和対策事業

原油価格の高騰によるガソリン等の燃料価格の高騰を受け³⁹、政府は2022年1月から「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施しており、総額約6.2兆円の予算を充てている。補助金のない場合の予測価格と基準価格（168円）との差額を石油元売会社に支給する⁴⁰。対象

³⁶ 本年1月22日までパブリックコメントが実施され、2月までに閣議決定を目指すこととされた（『日本経済新聞』（2022.12.22））。

³⁷ サウジアラビアやイラクなどのOPEC（石油輸出国機構）加盟国（現在13カ国）及びロシアやメキシコなどの非OPEC加盟国（現在10カ国）により、2016年、設立の合意がなされた。

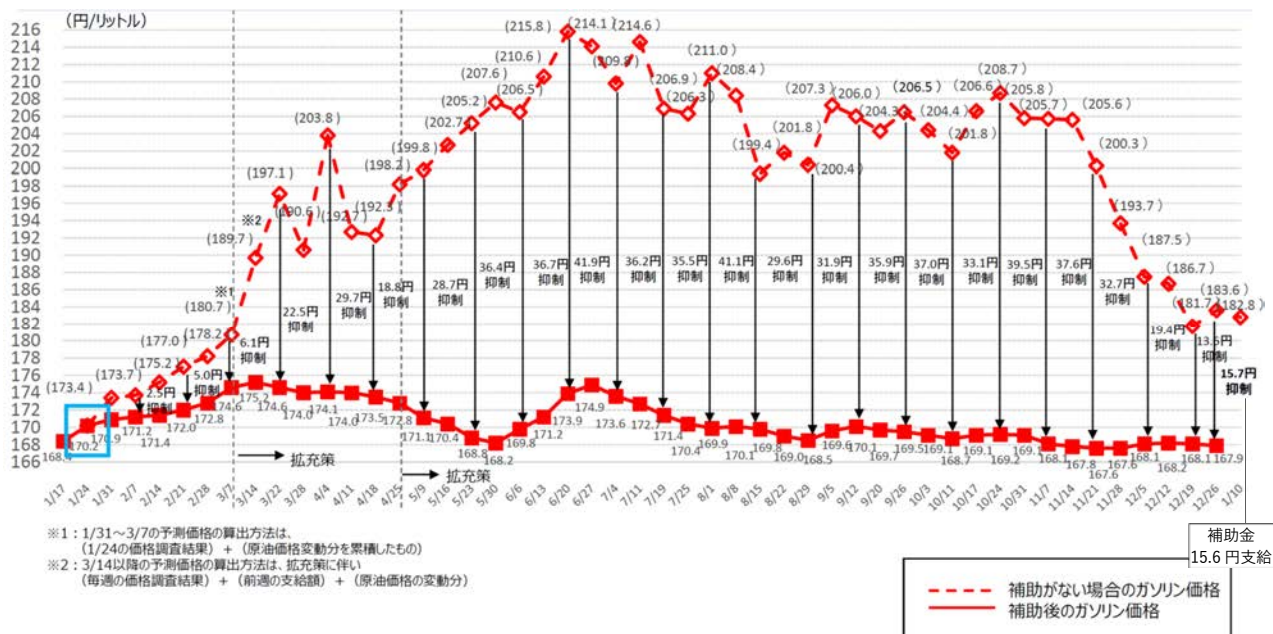
³⁸ 昨年1月3日～7日の円建てのドバイ原油価格（週平均）は57.8円/ℓであったところ、6月7日～13日には99.1円/ℓまで上昇した。

³⁹ ガソリンの小売価格の全国平均は、2020年5月11日にコロナ禍以降の最安値124.8円/ℓを付けた後、昨年1月24日に170.2円/ℓまで上昇し、補助金の支給が開始された。なお、1990年以降の最高値は185.1円/ℓ（2008年8月4日）。

⁴⁰ 補助金の上限額は、2022年12月末までは35円であったが、本年1月以降は2円ずつ減少させ、5月は25円となる。上限を超過した分の1/2の補助は引き続き実施される。6月以降は、上限額を段階的に縮減させる一方で高騰リスクへの備えを強化している。

の油種はガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料とし、実施期間は本年9月末までとしている。

＜ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果＞



(出所) 資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和補助金」(2022. 12. 28) に当室加筆

ウ 電力需給の逼迫・電気料金の値上げ

2022年3月に初めての「電力需給逼迫警報」が発令されるなど、近年は電力需給が逼迫する事態が頻発しており、電力の安定供給の確保に向けて、政府は既存電源の最大限の活用・休止電源の稼働等の供給対策や、節電・省エネ等の需要対策を進めている⁴¹。また、産油国(OPECプラス)による石油生産量調整や、非ロシア産燃料の調達競争により発電用燃料の価格が高騰していること等の理由により、電気料金の値上げが続いている。また、2022年11月には、大手電力会社5社⁴²が本年4月より規制料金⁴³を約3割～4割値上げする申請を行い、電力・ガス取引監視等委員会において審査が進められている。

エ 電気・ガス価格激変緩和対策事業

世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・都市ガス料金の上昇は、我が国の経済社会に広範な影響を与えており、電気料金は、本年春以降、更に上昇する可能性があり、都市ガスも今後料金の上昇により家庭や企業等の負担増加が見込まれている。

⁴¹ 政府は、2022年度冬季について、全国10エリアにおいて電力の安定供給に最低限必要な供給予備力(3%)は確保されるものの、依然として厳しい見通しとしており、ウクライナ情勢等により燃料調達リスクの不確実性が高まること等を踏まえ、2022年度夏季に続き2022年度冬季においても本年3月末までの節電要請を行った。

⁴² 東北電力、中国電力、四国電力、沖縄電力、北陸電力

⁴³ 電力の小売り自由化(2016年4月)以前から大手電力会社で提供されている電気料金プランであり、値上げには国の認可が必要となる。

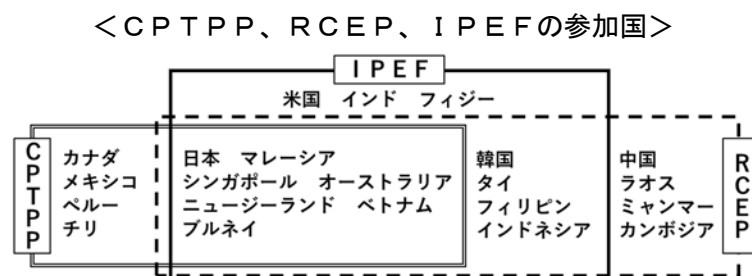
このため、負担緩和策として、各小売事業者等を通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引き⁴⁴を行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業等を支援する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が本年1月から実施されている。

4 通商政策

2000年代後半以降、WTO（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は、貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間の経済連携協定（EPA／FTA⁴⁵）を締結するようになってきている。

我が国では2022年3月現在、20の経済連携協定⁴⁶が発効済みであり、2016年2月に署名されたTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの11か国で2018年12月に発効したCPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022年1月に発効したRCEP（地域的な包括的経済連携）協定にも参加している。このうちCPTPP協定については、英国、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイが加入を申請している。

また、2022年5月にはIPEF（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは米国を含む14か国が参加する経済枠組みであり、「貿易」「サプライチェーン」「クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ」「税・腐敗防止」の4つの分野について交渉を進めることとしている⁴⁷。同年10月にカナダがIPEFへの参加を模索することを表明した。



（出所）当室作成

5 産業政策

(1) 半導体

経済安全保障上の重要性が高まる半導体について各国政府が生産基盤を自国内に構築す

⁴⁴ 電気料金については、低圧が7円/kWh、高圧が3.5円/kWhの値引き。ガス料金については、30円/m³の値引き（年間契約量が1,000万m³以上の企業等は対象外）。ガソリン等の燃料油への補助と併せて標準世帯で総額4.5万円の負担軽減となる。

⁴⁵ EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定
FTA：特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

⁴⁶ シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、CPTPP、EU、米国、英国、RCEP

⁴⁷ EPAやFTAとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされている。

るなどの動きが活発になっている。

我が国においても、TSMC（台湾積体回路製造）を中心に熊本県に建設を進める半導体生産施設、キオクシアの三重県の半導体生産施設及びマイクロンメモリジャパンの広島県の半導体生産施設整備に対して、政府は合計で最大6,154億円の補助金を交付することを決定し、令和4年度第2次補正予算ではその基金に4,500億円を追加計上した。さらに、トヨタ自動車やNTTなど日本企業8社が出資して次世代半導体の国産化を目指す新会社「Rapidus（ラピダス）」に対して、2022年11月、次世代半導体研究開発プロジェクトとして700億円の補助金交付を決定した。

また、2022年7月に開催された日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）を受け、同年12月に日米連携の次世代半導体研究開発拠点となる「技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC）」が設立されるなど国際的な取組も進められている。

(2) 自動車

世界的な脱炭素化への移行に伴い、各国政府が近年相次いでガソリン車規制に関する方針を表明し、我が国も「グリーン成長戦略」において、2035年までの乗用車新車販売での電動車⁴⁸100%の実現に向けて包括的な措置を講じることとしている。

＜主要国の電動化目標＞

EU	2035年以降のガソリン車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む）の販売禁止
中国	2035年をめどに新車販売の半数を電気自動車等、残り半分をハイブリッド車に
米国	2030年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車に

（出所）当室作成

こうした各国の動きに伴い、電気自動車（EV）の世界販売台数は2021年に465万台、2022年は1～11月で680万台と拡大しており、自動車全体の販売に占めるEVの比率も約6%から約10%に高まった。中国市場、欧州市場での販売が大きく伸びた一方、我が国のEV販売台数は2021年の2.2万台から2022年は5.8万台へと拡大はしているものの、国内総販売台数に占める割合は1.7%にとどまっている。⁴⁹

EVはエンジン車と比較して部品点数が少なく、EVの普及拡大により既存の部品メーカーの多くが影響を受けることが予想されている。また、IT、電機等の他業種からの参入の動きも進んでおり、現在の完成車メーカーを頂点とした自動車産業の構造は大きな転換期を迎えている。

⁴⁸ 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

⁴⁹ I E A ” Global EV Outlook 2022 ”、 『日本経済新聞』 (2022. 12. 29)、 『日本経済新聞』 (2023. 1. 12)

6 知的財産政策

(1) 我が国の知的財産政策の概要

我が国の知的財産政策は、「知的財産基本法⁵⁰」に基づき 2003 年 3 月に設置された知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。

2022 年 6 月に策定された「知的財産推進計画 2022」においては、コロナ後の経済回復のために企業の知財・無形資産の投資・活用が鍵となる中、知的財産戦略推進上重要となる政策課題と施策が重点 8 施策⁵¹として整理された。今後、スタートアップ、個人、中小企業等の幅広い主体がイノベーションに参画し、互いに連携しながら、ビジネスを拡大していくチャンスを掴むことができるような知財エコシステムを速やかに構築することが、我が国の知財戦略に求められる最大の課題であるとしている。

(2) 知的財産制度の見直しに関する検討

近年、知的財産分野においては、デジタル化の更なる進展とそれに伴うビジネスの多様化等の環境変化が生じている。これらの環境変化を踏まえ、現在、政府審議会において知的財産制度の見直しに関する検討が進められている。

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会では、不正競争防止法に関し、「デジタル時代にあわせた知的財産の保護」、「中小企業・スタートアップ等の知的財産の活用促進」、「国際動向を踏まえた外国との制度調和」の 3 つの視点から制度的課題について議論を行い、2022 年 12 月に取りまとめられた報告書（案）⁵²において、デジタル空間における形態模倣商品提供行為の不正競争行為の対象への追加、外国公務員贈賄罪に係る規律強化等の方向性が示された。

また、デジタル化・グローバル化の進展への対応、中小企業・スタートアップ・大学等の知財活用の更なる促進等の必要があるとの問題意識の下、2022 年 6 月、特許庁政策推進懇談会において「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方」が取りまとめられ、知的財産政策に関する今後の検討の方向性等が示された。これを踏まえ、各小委員会⁵³で議論が行われ、同年 12 月に取りまとめられた各報告書（案）⁵⁴において、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響に対応した特許等に関する送達制度の見直し、意匠の新規性喪失の例外適用要件の緩和、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和等の検討を進めることが適当であるとされた。

⁵⁰ 平成 14 年法律第 122 号

⁵¹ スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化、知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化、標準の戦略的活用の推進、デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備、デジタル時代のコンテンツ戦略、中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化、知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化、アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

⁵² 「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」及び「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」

⁵³ 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会及び産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会

⁵⁴ 「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」、「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」及び「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（案）」

これらの議論を踏まえ、今国会に不正競争防止法、特許法、意匠法及び商標法の改正案の提出が予定されている。

7 独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められており、独占禁止法及び下請法等について、違反行為の調査及び排除措置等を行うほか、各種ガイドラインの策定等による関係業界の指導、相談等を実施している。

(2) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

デジタルプラットフォーム⁵⁵ビジネスについては、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律⁵⁶」において、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示や透明性・公正性に関する評価等の措置が講じられており、2021年4月に規制対象としてアマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google が指定された。また、デジタル広告分野についても、2022年10月にGoogle、Meta、ヤフーが規制対象として指定された。

II 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（仮称）（予算関連）

エネルギー及び原材料の脱炭素化に向けた取組と産業競争力の強化を両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（仮称）の策定、脱炭素成長型経済構造への移行に係る投資を支援する財源を確保するための公債の発行、脱炭素化を促すための化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収、脱炭素成長型経済構造への移行に係る事業活動の支援等を行う法人の認可等の措置を講ずる。

2 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（仮称）

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずる。

⁵⁵ インターネットを通じてICTやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するもの

⁵⁶ 令和2年法律第38号

3 不正競争防止法等の一部を改正する法律案

知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外国公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等を行う。

<検討中> 1 件

- ・ 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（仮称）

（参考）継続法律案

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外 9 名提出、第 208 回国会衆法第 3 号）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定める。

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外 9 名提出、第 208 回国会衆法第 24 号）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定める。

○ 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外 15 名提出、第 208 回国会衆法第 35 号）

我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定める。

○ 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外 8 名提出、第 208 回国会衆法第 46 号）

現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から 5 年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して

中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずる。

○ 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号）

気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定める。

○ 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号）

脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定める。

内容についての問合せ先

経済産業調査室 中川首席調査員（内線 68560）